

別表1

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する提供先一覧

提供先No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
4	総務大臣または都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表4の項	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの
5	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表5の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの
6	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
7	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
8	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
9	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
10	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの
11	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
12	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
13	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの
14	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表57の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの
15	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表58の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの
16	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの

17	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
18	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
19	国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表66の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの
20	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
21	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
22	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
23	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
24	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
25	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
26	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
27	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
28	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの
29	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの
30	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表90の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの
31	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
32	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
33	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの
34	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表98の項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの
35	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
36	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの

37	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの
38	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表124の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの
39	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの
40	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表129の項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの
41	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表130の項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの
42	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの
43	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの
44	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表138の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの
45	独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表140の項	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。）による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの
46	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
47	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表142の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの
48	総務大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表147の項	国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの
49	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの

50	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表152の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
51	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表156の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの
52	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの
53	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。））	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの
54	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの
55	地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知）第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表163の項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの
56	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表164の項	「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの
57	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項	「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
58	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの
59	文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表167の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの
60	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表168の項	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの

61	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの
62	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表170の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの
63	文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表171の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの
64	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表172の項	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの
65	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表173の項	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの

別表2

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

移転先一覧

移転先No.	移転先	移転先における用途	移転する情報の対象となる本人の数	移転方法	時期・頻度
1	国保年金課	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	10万人以上100万人未満	庁内連携システム	随時
2	国保年金課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	1万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
3	国保年金課	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収に関する事務	1万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
4	国保年金課	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務	1万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
5	国保年金課	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
6	健康推進課	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	10万人以上100万人未満	庁内連携システム	随時
7	保健予防課	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務	10万人以上100万人未満	庁内連携システム	未定
8	保健予防課	母子保健法による養育医療に要する費用の徴収に関する事務	1万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
9	感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
10	感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年4月1日 東京都規則第112号）による結核患者の医療費の助成に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
11	保健予防課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（育成医療・精神通院）の支給に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
12	保健予防課	心身障害者の医療費の助成に関する条例第4条の申請に係る事実についての審査若しくは受給者証の交付又は同条例第6条の届出に係る事実についての審査に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
13	碑文谷保健センター	母子保健法による養育医療に要する費用の徴収に関する事務	1万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
14	碑文谷保健センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（育成医療・精神通院）の支給に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
15	介護保険課	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	10万人以上100万人未満	庁内連携システム	随時
16	介護保険課	介護保険法による保険給付の支給の対象となるサービスに係る利用者負担額又は同法による地域支援事業に係る利用料の軽減に関する事務	1万人以上10万人未満	庁内連携システム	毎月1回

17	高齢福祉課	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
18	障害者支援課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービス提供に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
19	障害者支援課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
20	障害者支援課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
21	障害者支援課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
22	障害者支援課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給の実施に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
23	障害者支援課	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の申請の受理に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
24	障害者支援課	目黒区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
25	障害者支援課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
26	障害者支援課	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年3月東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
27	障害者支援課	心身障害者等に対する福祉タクシー利用券の交付に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
28	障害者支援課	心身障害者等に対する自動車の燃料費の助成に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
29	生活福祉課	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給又は徴収金の徴収等に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
30	生活福祉課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	1 万人未満	紙	随時
31	生活福祉課	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」による保護の実施に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
32	子育て支援課	児童扶養手当法による児童扶養手当の認定の請求、額の改定の請求、支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外の届出、所得状況の届出、現況の届出又は障害の状況の届出に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時

33	子育て支援課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による、特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務、手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務、届出に係る事実についての審査に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
34	子育て支援課	児童手当法による児童手当又は特例給付の認定の請求又は現況の届出に関する事務	1 万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
35	子育て支援課	目黒区児童育成手当条例及び同施行規則による児童育成手当の認定の請求、額の改定の請求、資格喪失に関する届出、現況の届出又は障害の状況の届出に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
36	子育て支援課	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び同施行規則によるひとり親家庭等医療費助成制度の認定の請求又は同条例に基づく届出に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
37	子育て支援課	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
38	子育て支援課	私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
39	子育て支援課	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
40	子ども家庭支援センター	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務（負担能力の認定、費用の徴収）	1 万人未満	庁内連携システム	随時
41	子ども家庭支援センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	1 万人未満	庁内連携システム	随時
42	保育課	児童福祉法による保育所における保育の実施に関する事務（負担能力の認定、費用の徴収）	1 万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
43	保育課	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	1 万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
44	保育課	目黒区立保育所条例第 1 1 条第 3 項に規定する時間外保育料の額の決定に関する事務	1 万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
45	保育課	目黒区立保育所緊急一時保育事業実施要綱による緊急一時保育の利用料金の減額又は免除の申請に係る事実についての審査に関する事務	1 万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
46	臨時給付金課	公金受取口座登録法第 1 0 条の内閣総理大臣が指定する公的給付（目黒区住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務）	1 万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時